

8月は「児童扶養手当現況届」を提出する月です！

児童扶養手当を受けている人は、毎年8月中に現況届を提出しなければなりません。

この現況届は、令和4年度の受給資格を調査するもので、今年11月分から来年10月分までの受給資格の認定と支給額の決定をします。現況届を提出しないと受給資格があっても手当の受給ができなくなりますので、期限内に提出してください。また、2年間提出がないと受給資格がなくなりますのでご注意ください。

※受給者には、現況届の案内を郵送します。

【必要なもの】

- ・児童扶養手当証書
- ・一部支給停止除外届（該当者のみ）

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

【提出期限】8月31日（水）

【問合せ先】

役場税務住民課 ☎75-4118

おしらせ

薪ストーブの購入を支援します

本町では、木質バイオマス資源の地域内循環を図り、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とし、薪ストーブの導入を支援しています。

【受付期間】 随時

【補助率】 機器の価格の2/5
(上限18万円)



【対象者】

智頭町内に住所を有する人であって、自ら居住する町内の住宅及び事業所に薪ストーブを設置する人。また、これまで本補助金の利用がない住宅及び事業所に限る。

【要件】

補助対象者が発注及び設置工事を行う事業者は町内業者であること。

※予算が無くなり次第、本補助金申請は受付終了となりますので了承ください。

【問合せ先】

役場山村再生課 ☎75-3117

特別障害者・障害児福祉手当について

身体または精神に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とし、在宅で生活している人の負担を軽減するため手当を支給しています。

※ 障がいの状況によっては対象とならない場合があります。詳細は福祉事務所に問合せください。

| | 特別障害者手当 | 障害児福祉手当 |
|---------|---|---|
| 対象者 | 重度の重複した障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅で生活している人 | 重度の重複した障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅で生活している人 |
| 支給額（月額） | 27,300円 | 14,850円 |
| 支給要件 | 本人、家族の所得状況により支給額に制限があります。 | |
| 必要書類 | 診断書・申請書・その他必要と認められる書類 | |

【申請窓口・問合せ先】福祉事務所 ☎75-4102

パートタイマーさんにも退職金を！

中小企業退職金共済(中退共)では、短時間労働者のための特例掛金月額も用意されています。

また、国による掛金助成や税法上の優遇も受けられます。

※一部対象外あり



【問合せ先】

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234